

## 〔デイサービスセンター虹 利用料金表〕

令和4年4月1日現在

## 介護給付通所介護利用料（要介護1～要介護5）

## ○基本サービス料【通常規模型通所介護費】

～1日（5～6時間）利用の場合～

項	目	介護度	1割負担額	2割負担額	3割負担額
基本サービス料		要介護1	567円	1,134円	1,701円
		要介護2	670円	1,340円	2,010円
		要介護3	773円	1,546円	2,319円
		要介護4	876円	1,752円	2,628円
		要介護5	979円	1,958円	2,937円

～1日（7～8時間）利用の場合～

項	目	介護度	1割負担額	2割負担額	3割負担額
基本サービス料		要介護1	655円	1,310円	1,965円
		要介護2	773円	1,546円	2,319円
		要介護3	896円	1,792円	2,688円
		要介護4	1,018円	2,036円	3,054円
		要介護5	1,142円	2,284円	3,426円

※上記基本サービス料には送迎代が含まれていますが、送迎を実施していない場合

（ご家族様が送迎を行う等）は、片道47円（1割負担の場合）または94円（2割負担の場合）または141円（3割負担の場合）の減額となります。

## ○介護保険料（必要時に自己負担）

項	目	1割負担額	2割負担額	3割負担額
◎個別機能訓練加算Ⅰ（イ）	・専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置していること。 ・居宅訪問で把握したニーズと居宅での生活状況を参考に多職種共同で、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成すること。 ・同様の訓練項目を選択した5人程度以下のグループ又は個別に対して機能訓練指導員が直接行うこと。 ・進捗状況の評価については、3ヶ月に1回以上実施し、利用者の居宅を訪問した上で、居宅での生活状況を確認するとともに、当該利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行う。	1日につき 56円	1日につき 112円	1日につき 168円
◎個別機能訓練加算Ⅰ（ロ）	・上記加算の項目内容に加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を指定通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置すること。 ※イとロは併算定不可。	1日につき 85円	1日につき 170円	1日につき 255円
個別機能訓練加算Ⅱ	・個別機能訓練加算Ⅰに加えて、個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けていること。 ※個別機能訓練加算Ⅰに上乘せして算定。	1月につき 20円	1月につき 40円	1月につき 60円
生活機能向上連携加算Ⅰ	・当該事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等や医師からの助言を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成すること。 ※3月に1回を限度とする	1月につき 100円	1月につき 200円	1月につき 300円
生活機能向上連携加算Ⅱ	・当該事業所の理学療法士等が利用者宅を訪問して行う場合又は、リハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・医師等が訪問して行う場合に算定	1月につき 200円	1月につき 400円	1月につき 600円
(ⅠとⅡは併算定不可)	※個別機能訓練加算を算定している場合	100円	200円	300円

項	目	1割負担額	2割負担額	3割負担額
◎通所介護入浴介助加算(Ⅰ)		1日につき 40円	1日につき 80円	1日につき 120円
通所介護入浴介助加算(Ⅱ) ※ⅠとⅡは併算定不可		1日につき 55円	1日につき 110円	1日につき 165円
◎若年性認知症利用者受入加算		1日につき 60円	1日につき 120円	1日につき 180円
・若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定め、特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合。				
◎中重度者ケア体制加算		1日につき 45円	1日につき 90円	1日につき 135円
・指定基準で配置すべき看護職員または介護職員に加え、看護職員または介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。 ・前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が100分の30以上であること。 ・通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置していること。				
認知症加算		1日につき 60円	1日につき 120円	1日につき 180円
・指定基準に規定する介護職員又は看護職員の員数に加え、介護職員又は看護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。 ・前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の占める割合が100分の20以上であること。 ・指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修等を修了した者を1以上確保していること。 ・認知症ケアに関する専門研修を修了した者の配置について認知症ケアに関する専門性の高い看護師を配置していること。				
栄養アセスメント加算		1月につき 50円	1月につき 100円	1月につき 150円
・当該事業所又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置しており、利用者ごとに管理栄養士等が共同して栄養アセスメントを実施しその結果を家族又は利用者に説明し相談等に応じた場合。 ・利用者ごとの情報を厚生労働省に提出し、当該情報を活用していること。				
栄養改善加算		1回につき 200円	1回につき 400円	1回につき 600円
・当該事業所又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置しており、利用者の栄養状態を利用開始時に把握し管理栄養士等が共同し栄養ケア計画を作成していること。 ・利用者ごとに管理栄養士等が栄養改善サービスを行い必要に応じて居宅を訪問し利用者の栄養状態を定期的に記録し進捗状況を定期的に評価している場合。 ※3月以内の期間に限り月2回を限度とする。				
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)		1回につき 20円	1回につき 40円	1回につき 60円
・当該事業所の職員が、利用者開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 ※6月に1回を限度とする。				
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)		1回につき 5円	1回につき 10円	1回につき 15円
・利用者が、栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 ※6月に1回を限度とする。				
口腔機能向上加算(Ⅰ)		1回につき 150円	1回につき 300円	1回につき 450円
・利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、看護職員・介護員その他の職種のものが共同して利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成し口腔機能向上サービスを行っているとともに、定期的に記録をし評価すること。 ※3月以内の期間に限り1月に2回を限度として算定可				
口腔機能向上加算(Ⅱ)		1回につき 160円	1回につき 320円	1回につき 480円
・口腔機能向上加算(Ⅰ)の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 ※3月以内の期間に限り1月に2回を限度として算定可 ※(ⅠとⅡは併算定不可)				

項	目	1割負担額	2割負担額	3割負担額
ADL維持等加算（Ⅰ）				
イ：利用者等の総数が10名以上であること。 ロ：利用者等全員についてBarthel Indexを適切に評価できる者が ADL（日常生活動作）値を測定し、厚生労働省に情報を提出していること。 ハ：定められた方法により得たADL利得を平均して得た値が1以上であること。	1月につき	30円	60円	90円
ADL維持等加算（Ⅱ）				
・上記イとロの要件を満たしていること。 ・定められた方法により得たADL利得を平均して得た値が2以上であること。 ※（ⅠとⅡは併算定不可）	1月につき	60円	120円	180円
ADL維持等加算（Ⅲ）				
自立支援、重度化防止の観点から、一定期間内に当該事業所を利用された者のうち、ADL（日常生活動作）の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合に新たに評価される。 ・利用者等の総数が20名以上であること。 ※令和5年3月31日まで算定可能	1月につき	3円	6円	9円
科学的介護推進体制加算				
・利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 ・必要に応じてサービス計画書を見直すなど、サービス提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。	1月につき	40円	80円	120円
◎サービス提供体制強化加算（Ⅰ）				
・介護福祉士が70%以上配置されていること。 ・勤続年数10年以上の介護福祉士が25%以上。 ※上記いずれかに該当すること	1回につき	22円	44円	66円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）				
・介護福祉士が50%以上配置されていること。	1回につき	18円	36円	54円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）				
・介護福祉士が40%以上配置されていること。 ・勤続年数が7年以上が30%以上。 ※上記いずれかに該当すること	1回につき	6円	12円	18円
感染症等対応加算				
・感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	所定単位数に3%を乗じた単位数			
◎介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に5.9%を乗じた単位数			
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に4.3%を乗じた単位数			
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数に2.3%を乗じた単位数			
※上記介護職員処遇改善加算については（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれか1つのみ算定可能。				
◎介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に1.2%を乗じた単位数			
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に1.0%を乗じた単位数			
※上記介護職員等特定処遇改善加算については（Ⅰ）（Ⅱ）のいずれか1つのみ算定可能。 ※上記介護職員等特定処遇改善加算については令和1年11月1日より算定を開始致します。 ※令和4年4月1日時点で、当事業所が取得している加算は◎がついている加算となります。 ※上記加算は毎月のご利用者及び職員の状況等により変わることがありますので、ご了承ください。				

## ○実費利用料

- ・食事の提供（食費）

ご契約者に提供する食事にかかる費用です。

料金 1回あたり 560円

- ・日常生活品の購入代金等

オムツ代

: 尿パッド 31円

: 縦型オムツ 51円

: リハビリパン M 132円 L 143円

: 紙オムツ M 122円 L 153円